

令和 6 年第 4 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 87 号

佐伯市過疎地域持続的発展計画の変更について (議案書 5 ページ)

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、過疎地域持続的発展計画の重要な変更をしようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経て、これを主務大臣に提出しなければならないこととされている。

本議案は、佐伯市過疎地域持続的発展計画（計画期間：令和 3 年度から令和 7 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

今回の計画の変更内容は、令和 6 年度以降に実施予定の事業の財源として過疎対策事業債の活用が見込まれることから、産業の振興に係る事業計画に、産業振興促進事項に該当する事業として、「丹賀砲台園地施設整備事業」を追加しようとするものである。

＜丹賀砲台園地施設整備事業の概要＞

(1) 事業の目的

老朽化した丹賀砲台園地ドーム屋根等の改修を行い、施設の延命化を図る。

(2) 事業の内容

- ア 令和 6 年度
設計業務 一式
- イ 令和 7 年度
改修工事 一式

(3) 事業費及び財源内訳

(単位：千円)

事業費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
30,379	30,300	79

(担当課：政策企画課)

議案第 88 号

南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について (議案書 6 ページ)

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更しようとする場合は、当該市町村の議会の議決を経て、これを総務大臣に提出しなければならないこととされている。

本議案は、南田原辺地に係る公共的施設の総合整備計画（計画期間：令和 6 年度から令和 10 年度まで）の変更について、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 計画の変更内容

「林業・木材産業構造改革事業」に係る「財源内訳」及び「一般財源のうち辺地対策事業債の予定額」を変更する。

(2) 計画の変更理由

ア 「財源内訳」について

国・県補助金の内示額が、計画の策定時に見込んでいた金額を下回ったため

イ 「一般財源のうち辺地対策事業債の予定額」について

公共的団体に補助する場合の辺地対策事業債の充当率について、大分財務事務所からの指摘があり、当該事業において本市が負担することとなる金額の全てに辺地対策事業債を充当できることが判明したため

(3) 財源内訳等の変更内容

(単位：千円)

項目	事業費	財源内訳			
		国庫 補助金	県 補助金	辺地対策 事業債	一般財源
① 変更前	884,023	529,234	176,800	88,900	89,089
② 変更後	884,023	528,666	176,218	179,100	39
③ 今回計上額 (③=②－①)	0	△568	△582	90,200	△89,050

(担当課：政策企画課)

議案第 89 号

佐伯市コミュニティバス運行条例の一部改正について (議案書 9 ページ)

コミュニティバスの運行について、デマンド型の運行区域の一部を統合することにより、定時定路線型の一部の路線を廃止し、及び新設するほか、既存路線の運行区間の一部を延伸しようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) デマンド区域の統合

現在、弥生地域及び本匠地域では、各地域のデマンドを利用し、地域内移動を行っている。また、市街地等への地域間移動については、路線沿いの住民はコミュニティバスの本匠線又は大分バスの伯大線を利用し、それ以外の住民はデマンドを利用し、エリア内の乗継ポイントで乗り継ぎをしてから市街地等へ移動している。

特に本匠地域には、主たる目的地（医療機関、商業施設等）が少ないことから、本匠地域の住民が予約に応じて弥生地域まで移動することができるようにし、利便性の向上を図るため、次の表のとおり、デマンド型の「弥生区域」と「本匠区域」を統合する（別表第 2 改正関係）。

運行区域名	運行区域
<u>弥生デマンド区域</u>	<u>佐伯市弥生の全域</u>
<u>本匠デマンド区域</u>	<u>佐伯市本匠の全域</u> <u>市長が指定する区域</u>



<u>弥生・本匠デマンド区域</u>	<u>佐伯市弥生の全域</u> <u>佐伯市本匠の全域</u> <u>市長が指定する区域</u>
--------------------	--

(2) 路線の廃止及び新設

上記（１）のデマンド区域の統合により効率化を図るため、次の表のとおり、定時定路線型の「宇藤木線」及び「久保線」を廃止するとともに、市街地への移動について、乗継ポイントを道の駅やよい停留所に集約するため、「本匠線」の起点を変更し、新たに「弥生線」を新設する（別表第 1 改正関係）。

路線名	運行区間（地番省略）
<u>【廃止】宇藤木線</u>	<u>弥生大字尺間字ヲコシ～駅前二丁目</u>
<u>【廃止】久保線</u>	<u>弥生大字床木字久保～鶴岡西町二丁目</u>
<u>【新設】弥生線</u>	<u>弥生大字上小倉字下鶴～葛港</u>

(3) 既存路線の運行区間の延伸

現在、「梶寄線」の終点は、鶴見地域コミュニティセンター前で、当該場所から 200 メートル先にあるスーパーへの利用が不便であることから、地区から路線延伸の要望があった。

よって、地域住民の利便性の向上を図るため、次の表のとおり、「梶寄線」の運行区間を延伸する（別表第 1 改正関係）。

路線名	運行区間（地番省略）
梶寄線	<u>【変更前】鶴見大字梶寄浦字下梶寄～鶴見大字沖松浦字柿木田</u>
	<u>【変更後】鶴見大字梶寄浦字下梶寄～鶴見大字地松浦字中ノ坪</u>

(4) 施行期日

令和6年10月1日

(担当課：地域振興課)

議案第90号

佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について

(議案書10ページ)

新たな地域コミュニティ組織づくりを進めている4地域(上堅田・八幡・弥生・蒲江)の公民館を令和7年4月からコミュニティセンターに移行しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) コミュニティセンターの名称及び位置並びに使用料の規定の追加

次に掲げる4地域コミュニティセンター及び7分館の名称及び位置並びに使用料の規定を追加する(別表第1及び別表第2改正関係)。

名称	
佐伯市上堅田地域コミュニティセンター	
佐伯市八幡地域コミュニティセンター	
佐伯市弥生地域コミュニティセンター	
	切畑分館・床木分館
佐伯市蒲江地域コミュニティセンター	
	名護屋分館・森崎分館・河内分館・西浦分館・上入津分館

(2) 施行期日

令和7年4月1日(指定管理者の指定等の準備行為は、公布の日)

(担当課：コミュニティ創生課)

議案第 91 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

(議案書 14 ページ)

「佐伯市本匠もくもく館条例」及び「佐伯市道の駅宇目基金条例」を廃止しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市本匠もくもく館条例の廃止

佐伯市本匠もくもく館は、森林資源の有効利用並びに木工芸品の加工技術の普及及び向上を図るため、平成 10 年 4 月に旧本匠村において設置した施設である。

現在の本館に当たる当該施設が、平成 17 年 9 月に台風の影響による土砂流入等の被害を受けたことに伴い、平成 21 年 4 月に新たに別館を設置したが、当該別館も令和 5 年 9 月に火災により焼失した。

これらのことから、当該施設の再建等に係る経費、利用状況等を勘案し、「佐伯市本匠もくもく館条例」を廃止する（本則第 87 号追加関係）。

(2) 佐伯市道の駅宇目基金条例の廃止

佐伯市道の駅宇目基金は、「株式会社うめ」からの寄附金を佐伯市道の駅宇目の振興及び施設整備を効率的に行うため、平成 18 年 3 月に設置した基金である。

当該基金の残高が、令和 4 年度末でなくなったことに伴い、「佐伯市道の駅宇目基金条例」を廃止する（本則第 88 号追加関係）。

(3) 施行期日

公布の日

(担当課：観光・国際交流課)

議案第 92 号

公有水面埋立てに関する諮問について（蟹田）

（議案書 15 ページ）

中川を渡河している美土里橋の架け替えに伴う公有水面埋立てに関し、公有水面埋立法第3条第1項の規定により令和6年5月17日付けで大分県知事から意見を求められているので、異議がない旨の答申をするに当たり、同条第4項の規定により議会の議決を求めようとするものである。

- | | | |
|-----|------------|---|
| （１） | 免許出願者 | 佐伯市 |
| （２） | 埋立位置 | 佐伯市蟹田 12413 番 1、12413 番 1 から 12414 番 35 を経て 12414 番 32 に接する道に至る間の土地に接する無番地の地先公有水面 |
| （３） | 埋立面積 | 204.86 ㎡ |
| （４） | 埋立地の用途 | 緑地 |
| （５） | 埋立工事に要する期間 | 2 年 |
| （６） | 埋立理由 | 中川を渡河している美土里橋の架け替え計画に際し、河川管理者である大分県と協議の結果、本橋梁の上流側まで護岸整備が完了していることから、上流部と同じ護岸形状で下流部まで護岸整備と埋立てを行い、造成地内に橋台を設置することで、河川内への橋脚設置が不要となりコスト縮減となる。これにより、現況河川断面より河積阻害率が低下し、治水上より安全となることから公有水面の埋立てを必要とするものである。 |
| （７） | 答申期限 | 令和 6 年 9 月 30 日 |

（担当課：都市計画課）

議案第 93 号

工事請負契約の締結について（令和 6 年度公園施設長寿命化事業野岡緑道美土里橋下部工工事）

（議案書 21 ページ）

令和 6 年度公園施設長寿命化事業野岡緑道美土里橋下部工工事に係る工事請負契約を締結することについて、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

- （１） 入札方式 要件設定型一般競争入札（事後審査型）
- （２） 工期 334 日間
- （３） 予定価格 270,461,400 円（税抜き 245,874,000 円）
- （４） 最低制限価格 246,119,874 円（税抜き 223,745,340 円）
- （５） 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
南九・丸和特定建設工事共同企業体	223,745,340 円	抽選・審査により落札
小田・建工特定建設工事共同企業体	223,745,340 円	
小野明・佐々木特定建設工事共同企業体	245,874,000 円	

- （６） 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

佐伯市 9030 番地

南九・丸和特定建設工事共同企業体

代表構成員 株式会社南九建設

代表取締役 佐藤 優

246,119,874 円

（落札率：91.00％）

【その他参考事項】

- （１） 工事の場所

佐伯市蟹田ほか

- （２） 主な工事の概要

① 橋台工（逆 T 式橋台） N=2 基

② 護岸工 L=64.4m

- （３） 工事費の財源内訳

（単位：円）

工事費	財源内訳		
	国庫補助金	過疎対策事業債	一般財源
246,119,874	123,059,000	123,000,000	60,874

（担当課：建設総務課）

議案第 94 号

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（蒲江大字竹野浦河内） （議案書 24 ページ）

公有水面の無願埋立てについて、大分県知事が原状回復義務の免除を行ったことに伴い、新たに生じた土地を確認するとともに、字の区域に編入しようとするものである。

- （１） 埋立ての場所 蒲江大字竹野浦河内字寺浦 103 番 2、103 番 6 の各地先の
公有水面埋立地
- （２） 埋立ての面積 286.90 ㎡
- （３） 編入する字 蒲江大字竹野浦河内字寺浦

（担当課：水産課）

議案第 95 号

令和 5 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について （議案書 28 ページ）

令和 5 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

令和 5 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金 238,906,188 円のうち、8,000,000 円を自己資本金に組み入れ、及び 80,000,000 円を減債積立金に、80,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、その残余となる 70,906,188 円を翌年度繰越利益剰余金とする。

項目	金額
① 未処分利益剰余金	238,906,188 円
② 自己資本金への組入れ	8,000,000 円
③ 減債積立金への積立て	80,000,000 円
④ 建設改良積立金への積立て	80,000,000 円
⑤ 翌年度繰越利益剰余金（⑤＝①－②－（③＋④））	70,906,188 円

（担当課：営業課）

議案第 96 号

佐伯市印鑑条例の一部改正について (議案書 29 ページ)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、規定の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 印鑑登録申請者が提示する本人確認書類に係る規定の整理

印鑑登録申請者が提示する本人確認書類について、規定の統一化を図るため、次のとおり改める（第4条第6項改正関係）。

改正前	改正後
健康保険証等	第2項の市長が適当と認める書類（※）

（※）「第2項の市長が適当と認める書類」は、佐伯市印鑑条例施行規則第8条第1項において、次の書類を定めている（第1号については、改正する予定である。）。

- (1) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証
- (2) 国民年金又は厚生年金の年金手帳又は年金証書
- (3) 共済年金、恩給等の証書
- (4) 介護保険被保険者証
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：市民課)

議案第 97 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について (議案書 30 ページ)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、規定の整備をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 独自利用事務及び特定個人情報の追加

医療保険給付関係情報を必要とする事務（障がい福祉課が所管する事務に限る。）において、マイナンバーカードにより当該医療保険給付関係情報を確認できるようにするため、マイナンバーを利用することができる独自利用事務として、新たに「重度心身障害者医療費支給事務」を追加するとともに、利用することができる特定個人情報として、当該医療保険給付関係情報を定めるほか、併せて受給資格の認定のため、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報を加える（別表第1の3の2の項及び別表第2の6の2の項追加関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：障がい福祉課)

議案第 98 号

佐伯市保育所条例の一部改正について

(議案書 31 ページ)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障がい者差別解消法」という。）の趣旨に鑑み、保育所への入所の制限等に係る規定の一部を削除しようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 入所の制限等に係る規定の見直し

入所を拒否し、保育を一時停止し、又は退所させることができることを定めた規定中に、精神障がい等を有することを理由とした表記がある。

このため、障がい者差別解消法に定める障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止の趣旨に鑑み、当該規定を削除する（第 6 条第 1 項改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：こども福祉課)

議案第 99 号

佐伯市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

(議案書 32 ページ)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

改正前のDV防止法では、保護命令として「接近禁止命令」と「退去命令」が第 10 条第 1 項に規定されていたが、保護命令制度の拡充及び保護命令違反の厳罰化に伴う同法の改正により、「接近禁止命令」が第 10 条第 1 項に、「退去命令」が第 10 条の 2 にそれぞれ分けて規定されたことに伴い、改正前の条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 2 条第 2 項第 5 号改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：こども福祉課)

議案第 100 号

佐伯市国民健康保険出産費資金貸付基金条例及び佐伯市国民健康保険条例の一部改正について

(議案書 33 ページ)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正による国民健康保険法の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証が一体化されることに伴い、規定の整備をしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 佐伯市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の一部改正(第1条による改正)

国民健康保険税を滞納している世帯のうち、一定の要件を満たした世帯については、医療機関等での窓口負担が10割となる資格証明書を交付しており、当該資格証明書の交付を受けた世帯については、出産費資金の貸付けの対象外とする規定を定めている。

今回のマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、資格証明書が廃止されることに伴い、当該規定を削除する(第3条ただし書削除関係)。

(2) 佐伯市国民健康保険条例の一部改正(第2条による改正)

国民健康保険税の滞納により被保険者証の返還を求められた世帯主が、これに応じなかった場合は、10万円以下の過料を科する罰則規定を定めている。

今回のマイナンバーカードと健康保険証の一体化により、被保険者証が廃止されることに伴い、当該規定を削除する(第10条改正関係)。

(3) 施行期日

令和6年12月2日

(担当課：保険年金課)

議案第 101 号

佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

(議案書 35 ページ)

「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」に基づき、令和 6 年度末をもって閉園となる基準に該当する佐伯幼稚園、下堅田幼稚園及び上堅田幼稚園を同年度末をもって廃止し、あわせて、関係する条例を改正しようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

＜改正の内容＞

(1) 佐伯市立幼稚園の設置に関する条例の一部改正（本則による改正）

廃止する佐伯幼稚園、下堅田幼稚園及び上堅田幼稚園の名称及び位置を削除する（別表改正関係）。

(2) 佐伯市学校給食センター条例の一部改正（附則による改正）

上記（1）の改正に伴い、学校給食センターの対象校から廃止する佐伯幼稚園、下堅田幼稚園及び上堅田幼稚園を削除する（附則第 2 項による改正の別表改正関係）。

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：学校教育課)

議案第 102 号

佐伯市公民館条例の一部改正について

(議案書 36 ページ)

4 地域（八幡・上堅田・弥生・蒲江）の公民館を、現行の社会教育施設としての機能に加え、地域コミュニティの活動拠点施設としての機能を備えたコミュニティセンターとすることに伴い、当該 4 地域の公民館を廃止しようとするもののほか、規定の整理（※）をしようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

（※）「規定の整理」は、指定管理者制度を導入していた「分館」が本改正をもって全て廃止されるため、当該指定管理者制度の導入に係る規定を全て削除しようとするものである。

< 主な改正の内容 >

(1) 公民館の名称及び位置並びに使用料の規定の削除

次に掲げる 9 地区公民館及び 2 分館の名称及び位置並びに使用料の規定を削除する（別表第 1 及び別表第 2 改正関係）。

名称	
佐伯市八幡地区公民館	
佐伯市上堅田地区公民館	
佐伯市弥生地区公民館	
	床木分館・切畑分館
佐伯市蒲江地区公民館	
佐伯市河内地区公民館	
佐伯市西浦地区公民館	
佐伯市畑野浦地区公民館	
佐伯市名護屋地区公民館	
佐伯市森崎地区公民館	

(2) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

(担当課：社会教育課)

議案第 103 号

佐伯市弥生地区公民館床木分館及び切畑分館の指定管理者の指定の期間の変更について

(議案書 37 ページ)

佐伯市弥生地区公民館床木分館及び切畑分館の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

佐伯市弥生地区公民館床木分館及び切畑分館の指定管理者については、令和 4 年 12 月定例会において、「床木地区」及び「門田区」がその指定の期間を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」とすることとして議決を受けたところである。

しかし、本概要書 13 ページに記載のとおり、公民館を新たに設置するコミュニティセンターにその機能を移管し、廃止することに伴い、当該指定管理者の指定の期間の末日を、当該施設の用途廃止の日（議案第 102 号の条例の施行期日）の前日に変更することについて、議会の議決を求めようとするものである。

＜指定管理者の指定の期間の変更内容＞

項目	指定の期間
変更前	令和 5 年 4 月 1 日から 令和10年 3 月 31 日 まで（ 5 年間）
変更後	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日 まで（ 2 年間）

(担当課：社会教育課)

議案第 104 号

蒲江放課後児童クラブの指定管理者の指定について (議案書 38 ページ)

蒲江放課後児童クラブの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 105 号

佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者の指定について (議案書 39 ページ)

佐伯市老人デイサービスセンターB型「中川園」、佐伯市老人デイサービスセンターE型「水明園」及び佐伯市老人短期入所施設「悠久園」を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 106 号

佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター及び佐伯市上浦地域福祉センターを併せて管理する指定管理者の指定について (議案書 40 ページ)

佐伯市上浦蒲戸生活支援ハウス、佐伯市上浦浅海井生活支援ハウス、佐伯市上浦ふれあいプラザ、佐伯市上浦浅海井デイサービスセンター及び佐伯市上浦地域福祉センターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 107 号

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者の指定について (議案書 41 ページ)

佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（介護老人福祉施設）及び佐伯市特別養護老人ホーム豊寿苑（地域密着型介護老人福祉施設）を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 108 号

佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について (議案書 42 ページ)

佐伯市宇目高齢者生活福祉センターの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。
(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 109 号

佐伯市直川老人デイサービスセンター及び佐伯市直川地域福祉センターを併せて管理する指定管理者の指定について

(議案書 43 ページ)

佐伯市直川老人デイサービスセンター及び佐伯市直川地域福祉センターを併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 110 号

佐伯市蒲江生活支援ハウスの指定管理者の指定について

(議案書 44 ページ)

佐伯市蒲江生活支援ハウスの管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 111 号

佐伯市国民健康保険因尾診療所の指定管理者の指定について

(議案書 45 ページ)

佐伯市国民健康保険因尾診療所の管理を行う指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 112 号

佐伯市国民健康保険鶴見診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者の指定について

(議案書 46 ページ)

佐伯市国民健康保険鶴見診療所及び佐伯市国民健康保険大入島診療所を併せて管理する指定管理者を指定しようとするものである。

(別紙「指定管理者の指定に係る議案の概要一覧表」参照)

議案第 113 号

大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

(議案書 47 ページ)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、当該広域連合を組織する市町村と協議したいので、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う規定の整備

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、被保険者証及び資格証明書が廃止され、マイナンバーカードの健康保険証利用が未登録の被保険者に、新たに資格確認書を交付することとなるため、当該広域連合を組織する市町村が処理する事務の一部を次のとおり改める（別表第 1 改正関係）。

改正前		改正後
<u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し	➡	<u>資格確認書等</u> の引渡し
<u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付		<u>資格確認書等</u> の返還の受付

(2) 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

(担当課：保険年金課)

諮 問

諮問第 8 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者足立圭子） （議案書 48 ページ）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち足立圭子（あだち けいこ）委員の任期が令和 6 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 9 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者山本美津子） （議案書 50 ページ）

諮問第 8 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち山本美津子（やまもと みつこ）委員の任期が令和 6 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 10 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者芳野克巳） （議案書 52 ページ）

諮問第 8 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち川村善徳（かわむら よしのり）委員が辞任したため、新たに芳野克巳（よしの かつみ）氏を推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

諮問第 11 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者能仁徹也） （議案書 54 ページ）

諮問第 8 号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち能仁徹也（のうにん てつや）委員の任期が令和 6 年 12 月 31 日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：福祉保健企画課）

報告事項

第 9 号報告

株式会社まちづくり佐伯の経営状況について (議案書 56 ページ)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「株式会社まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：地域振興課)

第 10 号報告

一般財団法人観光まちづくり佐伯の経営状況について (議案書 57 ページ)

第 9 号報告と同様に、「一般財団法人観光まちづくり佐伯」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：観光・国際交流課)

第 11 号報告

有限会社きらりの経営状況について (議案書 58 ページ)

第 9 号報告と同様に、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第 12 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について (議案書 59 ページ)

第 9 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第 13 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 60 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：令和 6 年 8 月 2 日
- (2) 事故の場所：佐伯市中村南町 1 番 1 号の佐伯市役所本庁舎西側通用口付近
- (3) 相手方：
- (4) 事故の概要：令和 6 年 7 月 4 日午後 3 時 40 分頃、佐伯市中村南町 1 番 1 号の佐伯市役所本庁舎西側通用口付近において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該通用口付近から出場するため後進していたところ、後方確認が不十分であったため、後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部バンパー周辺を損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：126,335 円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳 車両修理費 126,335 円
(担当課：財政課)

第 14 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 62 ページ)

第 13 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：令和 6 年 7 月 25 日
- (2) 事故の場所：佐伯市東浜 1 番 38 号のエコセンター番匠駐車場
- (3) 相手方：
- (4) 事故の概要：令和 6 年 6 月 24 日午前 11 時 10 分頃、佐伯市東浜 1 番 38 号のエコセンター番匠駐車場において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、当該駐車場から出場するため右後方へ切り返そうと後進していたところ、後方確認が不十分であったため、後方に駐車していた相手方が所有する自動車に接触し、当該自動車の後部バンパー及びドアパネルを損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：245,199 円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳 車両修理費 227,049 円
代車費用 18,150 円
(担当課：清掃課)

第 15 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 64 ページ)

第 13 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：令和 6 年 8 月 8 日
- (2) 事故の場所：佐伯市 7386 番地 13 先の道路
- (3) 相手方：
- (4) 事故の概要：令和 4 年 1 月 7 日午後 1 時 50 分頃、佐伯市 7386 番地 13 先の道路において、佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転し、進行方向先が行き止まりの当該道路を後進中、相手方の自宅敷地から当該道路に人が出てきたのが見えたため、相手方の自宅駐車場前で当該市有自動車を停止させたところ、当該道路に後退で進入してきた相手方が所有する自動車と接触し、当該自動車の左側後部及び当該市有自動車の左側面部を損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市及び相手方が相互に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：①佐伯市が相手方に支払う金額
11,183 円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳 車両修理費 11,183 円
②相手方が佐伯市に支払う金額
68,996 円
上記金額の内訳 車両修理費 68,996 円

【その他参考事項】

和解に係る賠償金額の算出方法

当事者	佐伯市	相手方
損害額	① 114,993 円	② 27,958 円
過失割合	③ 40%	④ 60%
賠償金額	②×③ <u>11,183 円</u>	①×④ <u>68,996 円</u>

(担当課：健康増進課)